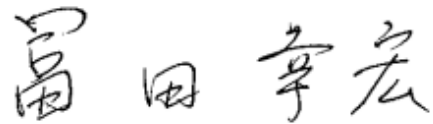


機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和6年 3月 29日

湯河原町長



### 湯河原町規則第 3 号

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則

(湯河原町職員提案規則の一部改正)

第1条 湯河原町職員提案規則(昭和36年湯河原町規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第12条第1項中「庶務課長」を「職員提案事務所管課長」に改める。

(湯河原町職員の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 湯河原町職員の旅費に関する条例施行規則(昭和39年湯河原町規則第10号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項及び第2項並びに第14条第2項中「庶務課長」を「給与事務所管課長」に改める。

(湯河原町駐車場条例施行規則の一部改正)

第3条 湯河原町駐車場条例施行規則(昭和41年湯河原町規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「まちづくり課長、土木課長」を「財政課長、まちづくり課長」に改める。

(湯河原町消防本部の組織及び事務分掌に関する規則の一部改正)

第4条 湯河原町消防本部の組織及び事務分掌に関する規則(昭和43年湯河原町規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「総務課」を「消防総務課」に改める。

第3条第1項中「総務課」を「消防総務課」に改め、同条第2項の表予防係の項第14号中「少年少女消防クラブ及び」を削り、同表警防係の項中「警防係」を「警防救急係」に改め、同項中第13号を第14号とし、同号の前に次の1号を加える。

(13) 少年少女消防クラブに関すること。

(湯河原町予算決算会計規則の一部改正)

第5条 湯河原町予算決算会計規則(昭和43年湯河原町規則第12号)の一部を

次のように改正する。

第2条第4号中「総務課長」を「消防総務課長」に改める。

第127条中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

第128条第1項中「第243条の2の2第1項第2号」を「第243条の2の8第1項第2号」に改め、同条第2項中「第243条の2の2第1項第1号」を「第243条の2の8第1項第1号」に改め、同条第4項中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第135条の見出しを「(収支月計表)」に改め、同条中「収支計算書」を「収支月計表(明細表)」に改める。

様式第24号から様式第32号まで、様式第39号、様式第48号、様式第52号、様式第53号及び様式第70号中「庶務課長」を「総務課長」に改める。

様式第75号を次のように改める。



(湯河原町の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第6条 湯河原町の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和46年湯河原町規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1行政職給料表(一)の部4級の項中「消防本部」を「消防本部の」に、「小隊長」を「係長」に改め、同部5級の項中「及び中隊長」を「、副隊長及び主幹」に改める。

(湯河原町職員の扶養手当の支給に関する規則の一部改正)

第7条 湯河原町職員の扶養手当の支給に関する規則(昭和49年湯河原町規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「庶務課長」を「総務課長」に改める。

(湯河原町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 湯河原町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金に関する条例施行規則(昭和58年湯河原町規則第7号)の一部を次のように改正する。

第5条中「消防本部総務課」を「消防本部の賞じゅつ事務所管課」に改める。

第1号様式中「第1号様式」を「様式第1号」に、「湯消本第 号」を「第 号」に改める。

第2号様式中「第2号様式」を「様式第2号」に改める。

第3号様式中「第3号様式」を「様式第3号」に改める。

第4号様式中「第4号様式」を「様式第4号」に改める。

第5号様式中「第5号様式」を「様式第5号」に改める。

第6号様式中「第6号様式」を「様式第6号」に改める。

(湯河原町消防本部消防職員委員会に関する規則の一部改正)

第9条 湯河原町消防本部消防職員委員会に関する規則(平成8年湯河原町規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 消防総務課長

第13条中「総務課」を「消防総務課」に改める。

(湯河原町庁舎管理規則の一部改正)

第10条 湯河原町庁舎管理規則(平成13年湯河原町規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第13条第2項中「庶務課長」を「庁舎管理所管課長」に改める。

(湯河原町職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第11条 湯河原町職員の通勤手当に関する規則(平成16年湯河原町規則第12号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「庶務課長」を「総務課長」に改める。

(湯河原町消防職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第12条 湯河原町消防職員の職の設置等に関する規則（平成18年湯河原町規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「中隊長」を「副隊長」に、「小隊長」を「係長」に改める。

別表第3中「中隊長」を「副隊長」に、

小隊長	上司の命を受け、所管
係長	
主査	
主任	

の事務を掌理する。

を	係長	上司の命
	主査	
	主任	

を受け、所管の事務を掌理する。

に改める。

（湯河原町特定滞納者に対する特別措置に関する条例施行規則の一部改正）  
第13条 湯河原町特定滞納者に対する特別措置に関する条例施行規則（平成20年湯河原町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第3号を削る。

（湯河原町長の職務代理に関する規則の一部改正）

第14条 湯河原町長の職務代理に関する規則（平成23年湯河原町規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「庶務課長」を「総務課長」に改める。

（湯河原町事務分掌に関する規則の一部改正）

第15条 湯河原町事務分掌に関する規則（平成27年湯河原町規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表財政課の項中「財政係」の次に「、管財係」を加え、同表庶務課の項中「庶務課」を「総務課」に改め、同表税務課の項中「税務課」を「税務収納課」に改め、同項中「資産税係」の次に「、滞納整理係、収納管理係」を加え、同表徴収対策室の項を削り、同表土木課の項中「用地係」の次に「、交通安全係」を加え、同表まちづくり課の項中「、交通安全係」を削る。

第5条の表財政係の項第10号中「その他出資財産」を削り、同項第11号を削り、同項第12号を同項第11号とし、同項第13号を同項第12号とし、同表に次のように加える。

管財係

(1) 町有財産管理の総括に関すること。

- (2) 町有財産の取得管理及び処分に関する事。
- (3) 出資財産の管理の総括に関する事。
- (4) 財産台帳の整備及び保存に関する事。
- (5) 湯河原町土地開発公社との連絡調整に関する事。
- (6) 指定管理者制度に関する事。

第6条中「庶務課」を「総務課」に改め、同条の表行政・文書係の項第7号中「議案等」を「議案」に改め、同項第8号中「及び法令集の加除」を削り、同項第11号中「行政文書の公開」を「情報公開」に改め、同項第16号中「土木工事、建築工事等の検査調整」を「工事、委託等の検査及び物件の検収」に改め、同項第17号中「物品等の検収」を「入札及び契約」に改め、同項中第18号から第22号までを削る。

第7条中「税務課」を「税務収納課」に改め、同表課税係の項中第7号及び第8号を削り、同表に次のように加える。

#### 滞納整理係

- (1) 町税等の徴収対策に関する事。
- (2) 町税等の徴収方法の調査に関する事。
- (3) 町税等の徴収及び滞納処分に関する事。
- (4) 特定滞納者に関する事。

#### 収納管理係

- (1) 納税及び納付意識の啓発に関する事。
- (2) 納付環境の整備に関する事。
- (3) 諸証明の交付に関する事。
- (4) 徴収金に関する不服申立ての処理に関する事。
- (5) 課内の物品の出納及び保管に関する事。
- (6) 課内の庶務に関する事。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

第17条の表用地係の項第8号中「、水路及び他の課等に属さない町有地」を「及び水路」に改め、同項中第11号から第14号までを削り、同表に次のように加える。

#### 交通安全係

交通安全に関する事。

第17条を第16条とする。

第18条の表計画係の項中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号から第22号までを1号ずつ繰り上げ、同表施設係の項中第7号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (7) 駅前広場の管理に関する事。

第18条の表交通安全係の項を削り、同条を第17条とする。

第19条を第18条とし、第20条から第26条までを1条ずつ繰り上げる。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 改正後の湯河原町予算決算会計規則第2条、第135条、様式第24号から様式第32号まで、様式第39号、様式第48号、様式第52号、様式第53号、様式第70号及び様式第75号の規定にかかわらず、令和5年度の出納整理期間中における当該年度の収入及び支出については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。